

アイスランド知的財産庁 (I S I P O) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 I S. I
国内手続請求様式	附属書 I S. II
委 任 状	附属書 I S. III

略語のリスト

国内官庁：	アイスランド知的財産庁 (I S I P O)
I P L：	特許法 (アイスランド)
I P R：	特許出願等に関する規則

指定（又は選択）官庁 I S	アイスランド知的財産庁 (I S I P O) 国内段階に入るための要件の概要	概要 I S
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
回復手数料	ISK 48,700	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	デンマーク語、英語、アイスランド語、ノルウェー語又はスウェーデン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、出願人の選択により、最初に提出したもの又は補正されたもの、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、出願人の選択により、最初に提出したもの又は国際予備審査の附属書により補正されたもの）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認める。I S I P Oは非公式ベースに限定してグレースケールの図面又は写真を認める。アイスランド特許法はこの点について言及していないが、国内特許規則はカラー図面の提出が認められない旨を規定している。国内官庁はカラー・グレースケールの図面又は写真が国内出願に含まれていた場合、その使用に反対していない。この規定は次回の規則改正時に変更される予定である。	
国内手数料	通貨：アイスランド・クローナ (ISK) 出願手数料 ² …………… ISK 76,000 10個を超える各請求の範囲の手数料 ³ …… ISK 4,900 翻訳文の遅延提出の追加手数料 ⁴ …………… ISK 20,500 最初の3年分の年金 ⁵ …………… ISK 36,000	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。ただし、アイスランド語以外の言語が用いられている場合、国内官庁は、当該出願が公開される前に要約、請求の範囲及び要約とともに公開される図面の中の説明のアイスランド語の翻訳文を提出するよう出願人に求める。
- 2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。
- 3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。
- 4 出願手数料がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払われている場合、この手数料を併せて支払うことを条件として、翻訳文はその期間の満了から2か月以内に提出できる。
- 5 これらの手数料は国内段階に入るための手続を行った後2か月以内に支払う。

I S	アイスランド知的財産庁 (I S I P O) (続き)	I S
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁶	<p>発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名⁷</p> <p>出願人が発明者でない場合には、発明についての権利を取得した方法についての説明書を出願書類に添付⁷</p> <p>出願人がアイスランドに居住していない場合には、代理人の選任</p>	
誰が代理人として行為できるか？	欧州経済領域 (E E A), 欧州自由貿易連合 (E F T A) 加盟国若しくはフェロー諸島域内に居住する自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

6 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

手 数 料

(通貨：アイスランド・クローナ)

出願手数料	76,000
10個を超える請求の範囲手数料, 各請求の範囲につき	4,900
翻訳文の遅延提出のための追加手数料	20,500
付与手数料:	
－公開手数料(明細書, 特許請求の範囲, 要約及び図面の最初の40頁の印刷手数料)	32,400
－40枚を超える各用紙の追加手数料	1,500
－出願後に追加された各特許請求の範囲についての追加手数料	4,900
特許再発行手数料	32,400
請求の範囲の補正及び特許再発行の手数料	32,400
出願人の氏名若しくは住所の変更又は代理人に関する変更手数料	4,200
権利回復手数料	48,700
優先権回復手数料	48,700
審判手数料	85,000
手続再開手数料	13,000
－過去に出願が回復された場合	11,600
年 金:	
－第1年度から第3年度, 各年につき	13,000
－第4年度	15,000
－第5年度	16,400
－第6年度	17,700
－第7年度	19,700
－第8年度	21,800
－第9年度	24,400
－第10年度	27,200
－第11年度	29,700
－第12年度	32,400
－第13年度	35,800
－第14年度	40,500
－第15年度	45,300
－第16年度	50,000
－第17年度	56,200
－第18年度	61,700
－第19年度	67,600
－第20年度	74,400
年金の遅延支払割増料	該当する年金の20%

手数料の支払方法

手数料は、現金若しくは国内官庁宛の小切手によって、又は国内官庁の次の銀行口座に支払うことができる。

銀行名：Landsbankinn hf

住所：Austurstræti 11, 155 Reykjavík

受取人名：Hugverkastofan

住所：Katrínartún 4, 105 Reykjavík

銀行口座番号：0111-26-12189

IBAN No. IS71 0111 2601 2189 6501 9121 89

SWIFTコード：NBIIISRE

すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）を表示しなければならない。